

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）



開始時期

令和**7**年度～（入学生及び在学生）

※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。

支援対象

子供**3**人以上の世帯の学生

支援金額

授業料**70**万・入学金**26**万
（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援）

※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続

令和7年度**入学後**各学校窓口で
（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

所得に
関する要件

所得基準 制限**なし**

学修意欲・
成績に
関する要件

採用前 **学修意欲**があれば採用
採用後 **学修意欲と成果**を
毎年確認

※「高等教育の修学支援新制度」における
・ 多子世帯支援に関するFAQ
・ 各要件の詳細やQ&A については、
文部科学省ウェブサイトで確認

多子世帯支援
に関するFAQ



新制度の詳細な
要件やQ&A



扶養する子供が
3人以上の世帯が対象



第1子
（大学生）



第2子
（高校生）



第3子
（中学生）

※○が多子世帯の支援対象

- ・ 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、**第1子から支援対象**
- ・ 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報（マイナンバー）で
扶養する子供の数を確認

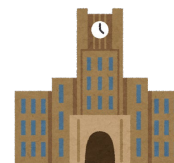


マイナンバー



- ・ 学生と生計維持者の**マイナンバー**を通じて、世帯で扶養する**子供の数の情報を確認**
- ・ 子供の数の情報は、**毎年12月31日時点の情報が基準**

要件を満たした学校が対象



- ・ 一定の**要件を満たした学校が対象**
（大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）
・ 専門学校）

対象となる大学等
の一覧はこちら



【開始時期について】

問1 多子世帯への授業料等無償化とはどのような内容で、いつからはじまるのですか。

⇒ 国が実施する「高等教育の修学支援新制度」において、令和7年度から、子供を3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とします。(令和7年4月に入学する方・令和7年4月時点で前年度から在学中の方のいずれも対象となります。)

【対象となる大学等について】

問2 対象となる大学等はどこですか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」において、一定の要件を満たすことが確認された大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校です。対象となる大学等の一覧は次のとおりです。

※文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等)」

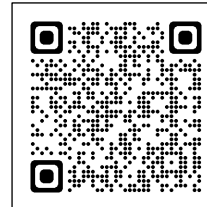
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度

> 修学支援新制度の確認大学等の一覧(対象機関リスト)

⇒ 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト(全機関要件確認者の公表情報とりまとめ)

学校コード	区分	学校種	確認大学等				機関要件確認日	機関要件確認者	備考
			名称	所在地	所在県	開設年度			
F101110100010	国立	大学	北海道大学	北海道札幌市北区北8条西5丁目	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100029	国立	大学	北海道教育大学	北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100038	国立	大学	室蘭工業大学	北海道室蘭市水元町27番1号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100047	国立	大学	小樽南科大学	北海道小樽市緑3-5-21	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100056	国立	大学	帯広畜産大学	北海道帯広市稲田町西2線11番地	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	



対象機関リスト
(確認大学等)

【多子世帯の要件(支援対象者)について】

問3-1 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

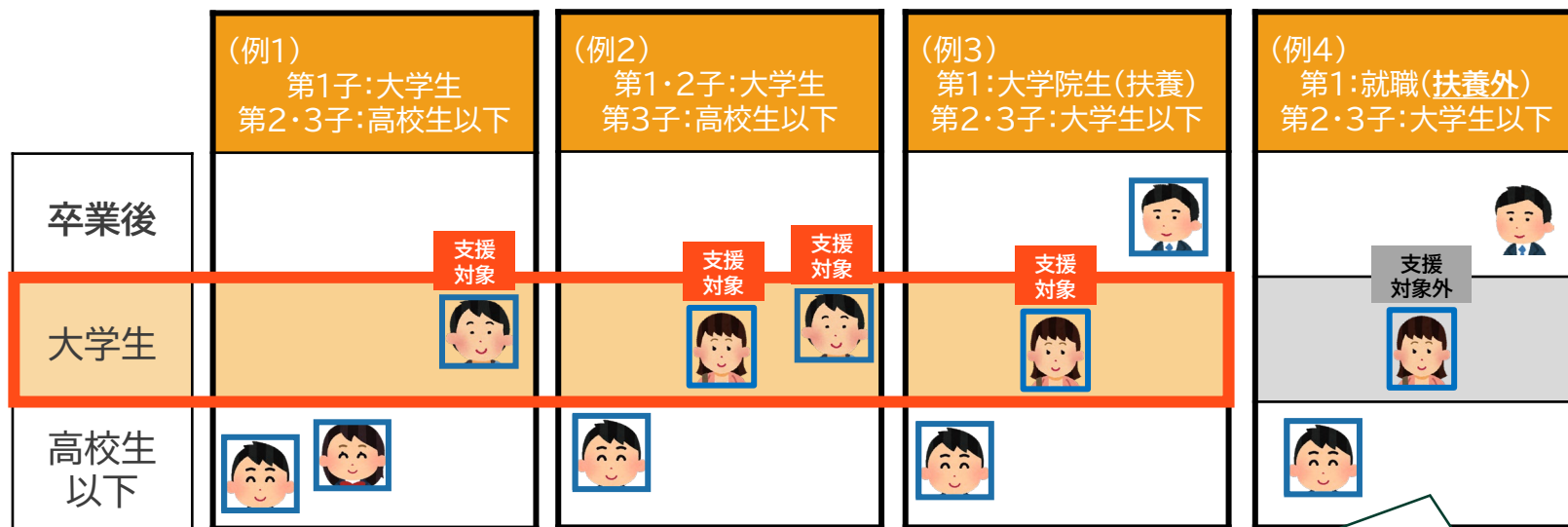
⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。(本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。)

問3-2 「多子世帯」であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供は全員対象となります。例えば、子供を3人同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

なお、第1子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている場合



※  は扶養する子供

※扶養する子供の数は、P12【別添資料3】を参照

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に

※本制度への申込み時点によっては引き続き第2子以降も支援を受けられる可能性があります。(問8-1参照)

※多子世帯に該当しなくなった場合でも現行制度における世帯年収に応じた支援は受けられる可能性があります。

問3-3 「扶養する子供が3人以上」は、どうやって確認をするのですか。

⇒ 日本学生支援機構において、法令に基づき、「マイナンバー」を通じて、直近の税法上の扶養状況(扶養する子供の数)の情報を確認します。

(各学校ではマイナンバーを通じた確認はできません。)

問3-4 大学院生は対象とならないのですか。

⇒ 現行制度と同様、大学院生は「高等教育の修学支援新制度」の対象とはなりませんが、大学院生も扶養する子供の数に含むことができます。例えば、第1子が大学院へ進学し、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

なお、きょうだいである大学院生が、一定の収入を超えた場合は扶養から外れることから、「扶養する子供」としてカウントができなくなります。

問3-5 対象となる子供が海外留学する場合、本制度の対象となりますか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」では、国内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を対象としており、海外大学等は授業料等減免の対象としていません。なお、海外留学については、海外留学制度に係る給付型奨学金があります。

問3-6 国内の大学等に通学する子供以外のきょうだいが海外留学している場合、そのきょうだいは扶養する子にカウントされるのでしょうか。

⇒ 海外留学している場合であっても、その子供を扶養している場合は「扶養する子供」としてカウントができます。

問3-7 正規の修業年限で卒業できない場合はどのようになりますか。

⇒ 修業年限で卒業(又は修了)できないことが確定した場合は、支援の対象となりません。(災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は支援の対象となります。)

ただし、正規の手続きを経て学校から認められた休学をした場合には、当該休学により卒業等の時期が遅れたとしても、正規の修業年限分については支援を受けることが可能です。

問3-8 対象となる学生のアルバイトは認められますか。

⇒ アルバイトは可能です。一方で、一定の収入を超えると住民税・所得税や社会保障制度上の扶養から外れることや、アルバイトと学業を適切に両立させることが大切ですので、十分に留意してください。

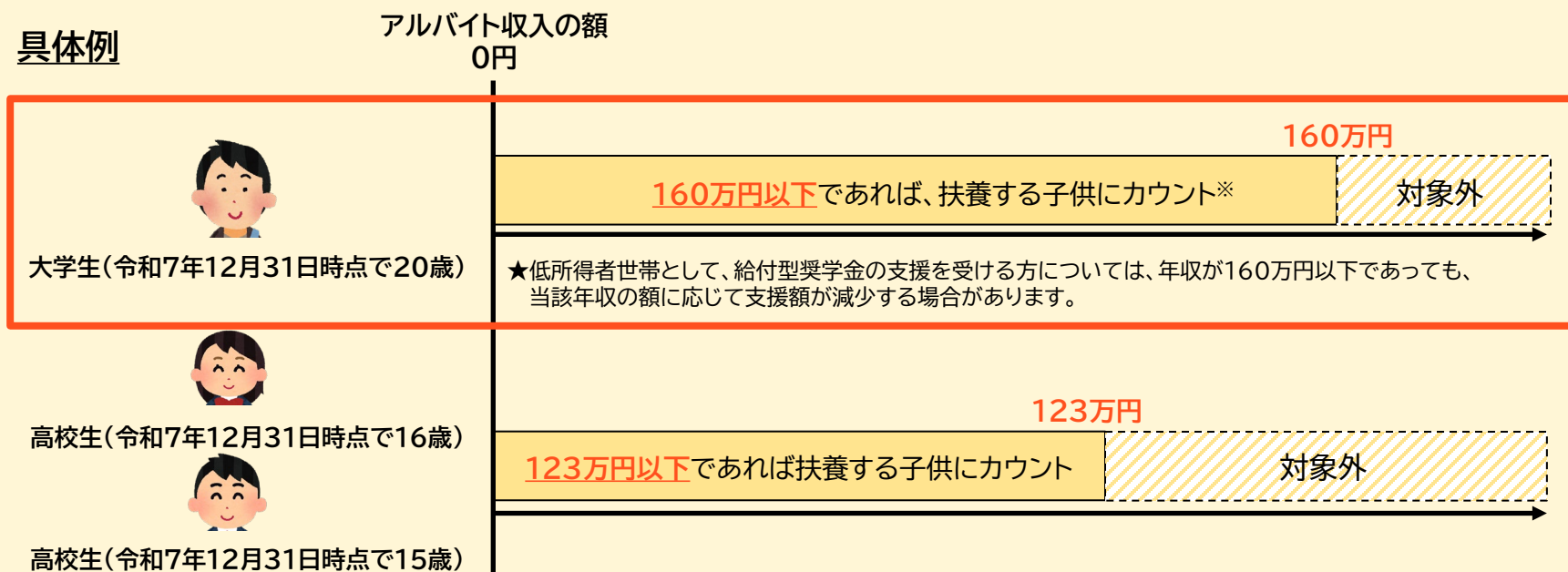
問3-9 いわゆる「103万円の壁」の見直しを踏まえ、扶養する子供のカウントに変更はありますか。

⇒ 現在、アルバイト等の年収が103万円以下の方を多子世帯支援の子供としてカウントしていますが、いわゆる「103万円の壁」の見直しを踏まえ、令和8年10月分の判定から、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、カウントすることとしました。

なお、給与収入ではなく、フードデリバリー配達員など個人事業主の場合は、事業所得95万円以下となります。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下

具体例



※上記は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

【支援金額について】

問4-1 「国が定める一定の額」とはいくらですか。

⇒ 以下の額(現行制度における満額支援と同額)の入学金・授業料を支援(返還不要)します。(各学校の授業料等が減額されるものであり、直接、学生本人に現金が支給されるものではありません。)

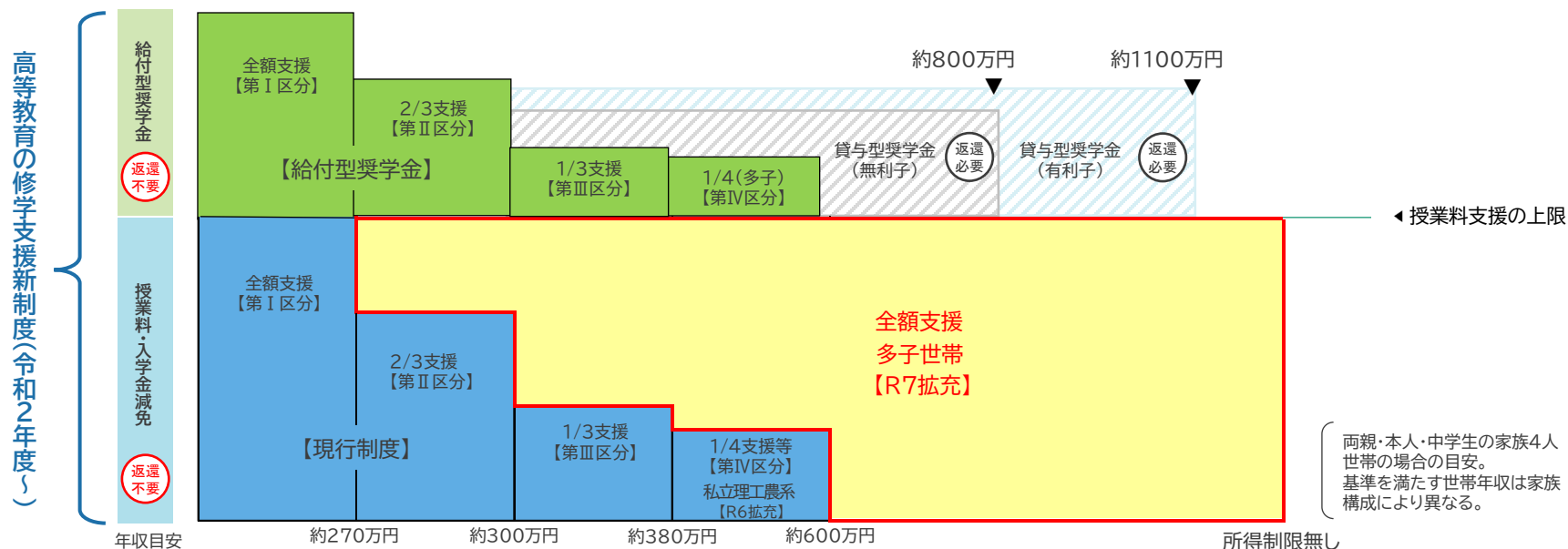
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

○高等教育費の負担軽減の全体像

- ・ 教育の機会均等及び少子化対策の観点から、公費による全国的な制度として、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金により学生等の経済的負担を軽減。
- ・ 高等教育の修学支援新制度では、年収に応じて、段階的な支援を実施。(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)

(※下記の年収目安の金額は上限額ではなく、家族構成によって変動しますので、あくまでも目安の金額として御覧ください。

例えば、両親・子供3人(本人・高校生・中学生)の場合、第Ⅳ区分までの対象となる世帯年収は約680万円となります。)



問4-2 現在、「高等教育の修学支援新制度」の支援(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当)を受けており、さらに「多子世帯」にも該当する場合、どのような支援となりますか。

⇒ 授業料等は支援額が満額支援になります。給付型奨学金は従来のとおりです。

支援区分(呼称)	授業料等減免	給付型奨学金
第Ⅰ区分(多子世帯)	満額支援	満額支援
第Ⅱ区分(多子世帯)	満額支援	3分の2支援
第Ⅲ区分(多子世帯)	満額支援	3分の1支援
第Ⅳ区分(多子世帯)	満額支援	4分の1支援

※第Ⅰ区分の場合、現在も満額支援のため、変更はありません。

問4-3 支援はどのように行われるのですか。

⇒ 現行制度と同様、国から各学校に授業料等減免に係る交付金が支給され、各学校の授業料・入学金を減額することにより行われます。このため直接、学生本人に現金が支給されるものではありません。

問4-4 なぜ支援額の上限があるのでしょうか。

⇒ 授業料は各大学等によって様々であるため、本制度では、授業料の平均額等を考慮し、国として一定の支援上限額を設定し、その額まで支援することとしています。

問4-5 本制度による授業料等減免と日本学生支援機構の貸与型奨学金を併用することは可能でしょうか。

⇒ 本制度による授業料等減免は、日本学生支援機構の貸与型奨学金＜無利子・有利子＞と併用することが可能です。

ただし、貸与型奨学金＜無利子＞については、授業料等減免や給付型奨学金を利用する場合、利用できる額(振り込まれる額)が0円となる場合や少なくなる場合があります。(併給調整)

なお、貸与型奨学金＜有利子＞については、このような調整なく利用可能です。

詳細については、日本学生支援機構に御確認ください。

例)世帯年収700万円程度の多子世帯の自宅外学生等に対する支援額

①私立大学に通う場合

授業料減免額:70万円/年、貸与型奨学金＜無利子＞:最大5,600円/月

②私立専門学校に通う場合

授業料減免額:59万円/年、貸与型奨学金＜無利子＞:最大10,800円/月

【申込手續について】

問5-1 令和7年度から支援を受けるためには、いつ申し込めばよいですか。

⇒ 現行制度では、高校3年生の段階で申し込む「予約採用」と、大学等へ進学後に申し込む「在学採用」の2種類があります。多子世帯の授業料等無償化の開始年度である令和7年度については、「在学採用」のみの申込となります。

令和7年度から支援を受ける場合は、学校に入学後、学生窓口(奨学金担当窓口)で申込書類等を受け取ってください。入学後、学校を通じて日本学生支援機構へ申込みを行います。

具体的な申込方法は、学校の学生窓口(奨学金担当窓口)にお尋ねいただくか、学校の奨学金に関する案内やウェブサイト等で御確認ください。

なお、日本学生支援機構へ申込みを行う際、マイナンバーの確認を行いますので、あらかじめ御用意ください。

○申込から採用までのおおまかな流れ

1. 進学先の学生窓口(奨学金担当窓口)へ行き、申込書類等を受け取る

- ・1-① 入学後、直ぐに学生窓口(奨学金担当窓口)へ行き、申込みを行うための関係書類を受け取ってください。
- ・1-② 各学校の学生窓口等からの案内や奨学金に関するウェブサイトをよく御確認ください。



2. 申込み手続を行う

- ・2-① 各学校が定めた期限までに、申込みサイト(日本学生支援機構の「スカラネット」)から必要な情報を入力してください。必要に応じて、学校に必要書類を提出します。
- ・2-② 日本学生支援機構に「マイナンバー」の確認書類を提出します。



3. 選考結果を受け取る

- ・各学校を通じて選考結果通知を受け取ってください。なお、申込み後に選考を行うため、一定の時間を要します。



問5-2 令和7年度は「在学採用(＝大学等に入学後に申し込む)」になるということは、入学時に入学金や授業料を一旦全額学校へ支払う必要があるということですか。

⇒ 大学等へ入学後に申請手続きを行うことから、入学手続き時には一旦、入学金・授業料を全額学校へ納付していただき、後日、当該学校から支援額が返還されることになります。詳しくは、学校の学生窓口(奨学金担当窓口)にお尋ねいただくか、当該学校の奨学金に関する案内やウェブサイト等で御確認ください。

問5-3 令和8年度から多子世帯の支援を申し込む場合、「予約採用」はあるのですか。

⇒ 現行制度では、高校3年生の段階で申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」の2種類がありますが、令和8年度から多子世帯の支援を申し込む場合は、予約採用が可能です。令和7年度4月以降に在籍する高校等を通じて案内がありますので、忘れないように手続きを行ってください。

【学業に関する要件について】

問6-1 多子世帯の支援を申し込む際、学業に関する要件はありますか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」では、学業に関する要件を設けており、多子世帯の支援についても同様です。具体的には、高校在学時の成績だけでは否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により学修意欲や進学目的等を確認できれば、要件を満たすこととなります。詳しくは別添資料1を御覧ください。

問6-2 進学後も学業に関する要件はありますか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」では、大学等への進学後、学生等の学修状況について一定の要件を設けており、多子世帯の支援についても同様です。

なお、令和6年度以前から在学している学生等も含めて、令和7年度から新たな学業要件を適用します。詳しくは別添資料2を御覧ください。

【資産に関する要件について】

問7-1 資産についての基準があると聞いたのですが、どのような基準ですか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」では、申込み時点の学生等と生計維持者の資産の合計額について一定の要件を設けています。令和7年度からは、給付型奨学金の支援を受ける場合は5,000万円未満、授業料等減免の支援を受ける場合は5,000万円未満(但し、多子世帯で授業料減免の満額支援を受ける場合は3億円未満)の場合に、それぞれ支援対象となります。

例えば、第Ⅰ区分～第Ⅳ区分かつ多子世帯の場合は、給付型奨学金の支援を受ける場合は5,000万円未満、授業料等減免の支援を受ける場合は3億円未満の場合に支援対象となります。

【扶養状況の確認に用いる情報について】

問8-1 マイナンバーで確認する扶養する子供の数は、いつ時点の情報ですか。

⇒ 原則として、申請時点で確定している直近の年末(12月31日)時点における情報を確認します。このため申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。

例えば、令和7年4月に大学等へ進学し、申請手続きを行う場合、令和5年12月31日時点の情報により扶養する子供の数を確認します。詳しくは別添資料3を御覧ください。

問8-2 扶養する子供が2人でしたが、税法上の扶養情報(基準日12月31日)の翌日以降に新たに子供が生まれて、扶養する子供が3人となりました。こうした場合は多子世帯支援の対象となりますか。

⇒ 基準日以降、本制度を申請するまでの間に出生した子供も、扶養する子供の数に加えることが可能な場合があります。出生届や母子手帳など、新たに子供が増えたという証明書類と合わせて申請を行ってください。

例えば、令和7年4月に大学等へ進学し、申請手続きを行う場合、令和5年12月31日時点での情報から扶養する子供の数を確認しますので、令和6年1月1日以降に新たに子供が生まれた場合は、扶養する子供の数に加えることができます。

【その他】

問9-1 子供が1人や2人の世帯には、どのような支援がありますか。

⇒ 子供が1人や2人の世帯についても、現行制度による支援を引き続き実施するほか、基準を満たす希望者全員に対する貸与型奨学金も実施しています。引き続き、高等教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

【別添資料1】 支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

＜算式＞ 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）※

※政令指定都市に市税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

＜基準額＞ 5,000万円未満（多子世帯の授業料等減免の場合は3億円未満）

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）

＜基準額＞ 第Ⅰ区分（標準額の支援） 100円未満
第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満
第Ⅳ区分（多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援）
51,300円以上～154,500円未満

◆多子世帯の授業料等減免については、所得制限は無し（給付型奨学金の支給は上記の基準額を適用）

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時） ※認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、支援の継続の可否を判定（別添資料2参照）

予約採用

高校3年生

高校2年次（申込時）までの評定平均値が、

3.5以上 進路指導等において学修意欲を見る

3.5未満 レポート又は面談により学修意欲を確認する

※高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす

在学採用

大学1年生

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

大学2～4年生

次の①か②のいずれかに該当すること

- ①在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ②次のいずれにも該当すること
 - a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
 - b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

※ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当すること足ります。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等
- ④ 定住者（将来永住する意思がある者に限る）
- ⑤ 家族滞在（国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国し、日本の小学校等から高校等までを卒業・修了、大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある者に限る）
- ⑥ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して⑤に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者等

【別添資料2】 高等教育の修学支援新制度の学業要件(令和7年度以降)

	学業成績の基準
廃止 (支援の 打ち切り) ※1	※赤文字は令和7年度から適用される割合 次の1～4のいずれかに該当するとき 1.修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2.修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 3.履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4.警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く) ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す
停止 ※1	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開(令和5年10月より実施)
警告 ※1	次の1～3のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く) 1.修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること 2.GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること ※2 3.履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

※1

特例①:傷病・災害等の不慮の事由
災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない
(特に本人及び家族の病気等の療養・介護等により授業への出席が困難である場合などは、その状況を丁寧に確認)

※2

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない

特例②:教育課程の特性
学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③:児童養護施設の入所者等
社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

標準単位数・・・「標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×在学年数」です。例えば、卒業に必要な単位数が124単位で修業年限4年である学部1年生の場合、標準単位数は「 $124 \div 4 \times 1 = 31$ 単位」です。(2年生は62単位、3年生は93単位、4年生は124単位となります。)

【別添資料3】 扶養する子供の数の確認方法

- 学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、世帯で扶養している子供の数の情報を確認します。（扶養する子供とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に人数としてカウントされている方です。）
- 子供の数の情報は毎年12月31日時点の「税法上の扶養」が基準となることから、高等教育の修学支援新制度を申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。



高校3年生在籍時に「予約申込」を行う場合

※大学等へ進学前に、高校を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）



大学等入学後に、春の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前々年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前々年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

大学等入学後に、秋の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうかを確認します。

文部科学省

高等教育の修学支援新制度



日本学生支援機構

申込に関する手続



※上記のサイトのほか、進学先(予定先)の学校が案内している「奨学金」に関する案内やウェブサイト等も参考にしてください。